

## 様式第2号(第7条関係)

## 会議の開催結果

1 会議の名称	令和2年度第2回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和2年7月22日（水曜日） 午後1時30分～午後2時10分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子 岩崎 万智子 藤巻 真理子 今川 夏如 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子
5 欠席者名	桑原 菜津子 斎藤 幸枝
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) <b>【議案】</b> (1) 個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について(事務の名称 上下水道の開始中止、徴収、照会事務) <b>【報告】</b> 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118（直通）
11 その他	

## 会議録

会議名：令和2年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開催日：令和2年7月22日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時10分まで

開催場所：さいたま市役所本庁舎2階 特別会議室

委員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子

岩崎 万智子 桑原 菜津子（欠席）

藤巻 真理子 今川 夏如

斎藤 幸枝（欠席） 田中 孝之

谷崎 美智子 野辺 明子

議題

### 【議案】

（1）議案第4号 個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について

（事務の名称 上下水道の開始中止、徴収、照会事務）

### 【報告】

（1）個人情報取扱事務の報告について

事務局：総務局総務部長	穂刈 浩
総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長	徳永 康洋
総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長	堀切 昇
総務局総務部行政透明推進課 主任	豊田 康平

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>それでは、定刻になりましたので、第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日はご多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。今回の会議も前回と同様に、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、会議の進行状況にはよりますが、窓の開閉など空気の入替えや休憩を挟みながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>それでは、ただいまから令和2年度第2回さいたま市情報公開個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、斎藤委員から欠席のご連絡をいただきしております。今現在、桑原委員がいらっしゃいませんが、本日の定足数の定員10名のところ8名が出席となりますので、会議は成立しております。なお、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいません。</p> <p>初めに、会議資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。また、既に委員の皆様に配付させていただいております議案第4号に係る「個人情報の目的外利用等に関する意見照会書」と、報告資料（1）「個人情報取扱事務に係る届出について（報告）」でございます。資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますので、お申し出ください。</p> <p>（資料確認）</p>
事務局	<p>それでは、本日の議案は1件となります。これから議事の進行につきましては審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長になることと規定しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
2 議 題	
議案第4号	<p>個人情報の外部提供に係る本人通知の省略について (事務の名称 上下水道の開始中止、徴収、照会事務)</p>
議長	<p>本日はよろしくお願ひいたします。</p> <p>今日の議案ですが、お手元の手引きの117ページを見ていただきますと、117ページに「第2条 定義」という項目が出ていまして、（3）のところに、実施機関というものは、個人情報を収集して管理しているところを言うのでしょうかけれども、それは市長、教育委員会、選挙管理委員会などと書いてあります、水道事業管理者も別</p>

になっているので、独立の実施機関だということになります。

続いて、140ページを見ていただきますと、実施機関というのは、自分の手元にある収集した個人情報を目的外使用したり、第三者に外部使用させたりしてはいけないということになっているのですが、第7条1項の第5号ということで、目的外利用をする場合又は国等若しくは他の実施機関に外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとときは、これは目的外利用や外部提供ができるということになっております。これは、条例上で決まっておりますので、審議会の意見を聞く必要は無いということになっております。ただ、第6号のように、第1号から第5号に含まれないものについては、審議会で意見を聞くという必要があるということになっておりまして、今回は第5号の規定により、情報を外部提供することは決まっているということが前提となっております。ただし、その下の第3項というのがありますが、実施機関は第1項4号から6号まで規定により目的外利用等をしたときは、本人に対して速やかにその旨を書面により通知しなければならないという原則となっております。自分の個人情報がどこに提供されたかが分かるようにするということは、当然のことです。ただし、審議会の意見を聞いて特に必要がないと認めるとときはこの限りでないということで、この審議会において、それはしなくていいでしょうと言えば、この本人通知はしなくていいということですので、今回の議案は本人通知をしなくていいようにしたいという求めに対して、この審議会でどのように答えるかというのが議題ということです。

そういうことですので、それではご意見を伺うということでおろしいですか。

〔実施機関（水道局営業課、環境対策課）入室〕

議長 お忙しいところご苦労さまでございます。それでは、出席いただいた方の自己紹介をお願いします。

実施機関 初めまして。環境対策課長の市川と申します。よろしくお願ひいたします。

環境対策課水質土壌係長の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

環境対策課の窪田と申します。よろしくお願ひします。

水道局営業課長の榎本と申します。

水道局営業課営業管理係長の三角と申します。よろしくお願ひします。

水道局営業課の説と申します。よろしくお願ひします。

議長 ご説明はどちらが行いますか。

実施機関 環境対策課がご説明いたします。

議長 情報提供してもらうほうが説明するということですね。それではお願ひします。

- 実施機関 では、着座にてご説明させていただきます。
- それでは、生活排水処理適正管理事務に伴う本人通知の省略についてご審議をお願いいたします。
- お手元にあります資料をご覧ください。まず、資料の1ページ目ですが、初めに事業を実施する背景について、公共下水道と浄化槽の関係を踏まえましてご説明申し上げます。
- さいたま市の生活排水は、主に公共下水道と浄化槽により処理されております。公共下水道がない地域の建物に関しましては、浄化槽でそれぞれ生活排水を処理するのが一般的となっております。浄化槽につきましては、汚水を各々の建物で浄化するために設けられた施設でございまして、施設内に設置されており、処理された水は道路側溝などを通って最終的には河川のほうに流れることになっております。したがいまして、道路側溝や水路を清潔に維持管理するため、浄化槽の利用状況を把握するということは、とても重要な事項となっております。このような状況下におきまして、昨今浄化槽法が改正され、浄化槽台帳の整備が義務づけられております。
- 次に、事業を実施する上での課題についてご説明申し上げます。本市は、浄化槽台帳の整備を法改正以前から進めておりましたが、本来手続が必要な浄化槽の設置、廃止等の届出を行わない市民の方が多い状況でございまして、台帳の適合率が長年低迷してきておりました。具体的な例といたしまして、浄化槽から下水道に切り替えた場合、本来ならば浄化槽の廃止届というものが必要となっております。しかし、届出が行われない状況であり、浄化槽の記録が残り��けてしまうといった事例が多発している状況でございます。このため、平成30年度に下水道使用者情報と突合いたしまして、浄化槽台帳の精査を実施したところであります。これは、前回の作業でございますが、その結果、無届けで廃止された浄化槽約1万件を削除することができ、現在の浄化槽登録件数を約2万8,000基まで精査することができております。しかし、地図データを抜粋して精査後の台帳と比較したところ、依然として適合率というのは7割から8割という状況でございます。その原因は、設置時の住所と現住所が異なる場合、既に建物が解体されているものなどが依然と多く残っております、それが原因と考えられます。下水道使用者のリストには解体された建物は載っておりませんので、突合により浄化槽台帳からの削除が行えなかったという状況でございます。このような原因から、下水道使用者情報では、これ以上の精度の浄化槽台帳の整備というのは困難であることが判明しております。この下水道使用者情報の利用につきましては、平成30年度に1度こちらでご審議いただいて、本人通知の省略を承認いただいた経緯がございます。その作業を前回行っております。

2ページ目でございますが、3の事業の目的と概要についてご説明申し上げます。

(1)の事業の目的についてですが、今回新たに水道使用者のうち下水道未使用者の情報を利用いたしまして、浄化槽台帳の精度向上を図りたいと考えております。次に(2)の事業の概要でございますが、①としまして、下水道使用情報との突合だけではなく、水道使用者の状況を把握することで浄化槽の廃止等の手続を行いたいと考えております。その結果が②でございますが、維持管理指導の効率化が図られ、浄化槽使用者への効果的な指導が可能になりますので、先ほども申し上げました道路側溝や水路等の環境改善による公衆衛生の向上というものが期待されまして、市民の利益に寄与するものと考えております。

続きまして、③の個人情報の流れについて、フロー図を御覧いただきたいと思います。まず、左側でございますが、水道局業務部営業課から水道使用者情報を加工し、データ提供をいただき、環境対策課に提供される形になります。環境対策課は、既存の浄化槽の台帳と提供いただいたデータを突合し、浄化槽の廃止、休止情報を精査します。この際も必要に応じて現地調査や聞き取り調査等を行い、複数の様々な角度を取り入れながら確認させていただくこととしております。浄化槽の状況を確認した後に廃止、休止処理を行う流れとなっております。

3ページ目を御覧ください。④のデータ提供の内容ですが、提供されるデータは、水道使用者のうち下水道未使用者の住所、氏名としております。

⑤の提供データの取扱いについてでございますが、さいたま市個人情報保護条例に基づき適正に管理され、本人の権利、利益を不当に害するおそれはございません。提供されたデータにつきましては、環境対策課の情報資産として取扱い、データ管理を行うこととしております。

続きまして、4の今後の予定でございます。こちらは、今回の審議会で承認を得られましたら、こちらに書いてある(1)から(4)のとおり進めさせていただきたいと考えております。

最後の4ページ目を御覧ください。審議依頼事項といたしまして、さいたま市個人情報保護条例第7条第3項の規定に基づきまして、個人情報の外部提供に係る本人通知の省略を希望するものでございます。理由としましては、対象者が約5万2,000人となっております。個人情報利用の本人通知を送付するためには、多大な時間と経費を要することから、本人通知の代替として市ホームページへの掲載により生活排水処理適正管理事務に当該データを利用しているとの周知を行うようにさせていただきたいと考えております。

また、浄化槽法の法定検査未受検者に通知を送付する際にも本データの利用について

の掲載を行いたいと考えております。

以上を鑑みまして本人通知を省略するものでございますので、ご審議をお願いいたします。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

議論に入る前に教えてください。浄化槽を使用しているか使用していないかというのは、むしろ下水道の問題と密接に絡んでいると思うのですけれども、水道局は下水道の情報も把握しているということなのでしょうか。

実施機関

水道局で下水道料金も徴収していますので、下水道情報のデータも把握しているので、データをいただくという形になっています。

議長

それは、資料の最後についている個人情報取扱事務台帳だと、それはどれに入るのでしょうか。取得情報のうちのどの部分がそこに入るのでしょうか。水道局は下水道を使っているか使っていないかというのを把握しているということですね。

実施機関

水道局では、水道メーターの検針をさせていただきまして、料金をお客様に請求させていただいているのですが、下水道料金の分も合わせて、同時に徴収をさせていただいているようになっております。水道局では水道使用者の情報を管理しております、その中に下水道が実際に使いになっているかどうかという情報を下水道部局からいただきまして、その情報をもとに下水道料金を請求しております。また、下水道が使用されていないものについても、データの中で検索が可能になっておりますので、今回の調査対象のデータを抽出して、環境対策課へ提供することになります。

議長

下水道を使っていないという情報は、どこからもらうのですか。

実施機関

水道使用者のデータベースの中で、下水道料金を徴収する方のデータを把握していますので、下水道料金を徴収しない方の情報を抽出することになります。

議長

徴収はいいのですが、今欲しいのは、浄化槽を使っているか使っていないかというところなので、その情報はどこに出てくるのかということです。水道局が持っているどの情報で、何に基づいてやっているのかということです。

実施機関

水道局のデータの中では、浄化槽をお使いになっているかどうかというものは把握しておりません。ただ、下水道使用料が賦課されているかどうかという情報は入っておりますので、実際に下水道使用料を賦課されていないお客様のデータを提供させていただくことによって、環境対策課が管理をしている、下水道を使っていないといいますか、浄化槽を使用しているお客様のデータと突合させることになります。

議長

下水道料金が賦課されていないという情報というのは、独自に取得した情報ですか。

- 実施機関 下水道部局から取得した情報となります。
- 議長 下水道に関する情報というのは、市長部局が管轄ですよね。
- 実施機関 はい。市長から委任を受けて、下水道使用料の徴収も水道局でやらせていただいているということになります。
- 議長 環境対策課としては、料金の徴収は関係ないので、下水道を使用しているかどうかの情報を提供してほしいのでしょう。
- それでは、端的に言いますが、なぜ下水道に関する情報を水道局からもらう必要があるのですか。
- 実施機関 結局のところ、個人のお宅の料金につながってきてしまうのですけれども、使用しているということは、料金をいただいているということにつながりますので、その情報で住所、氏名等を把握して、浄化槽があるけれども、実際は下水道にもつながっている方の情報と突合することで精査できるという形の流れになっています。
- 議長 元の情報をもらったほうがずっといいように思うのですが。
- 実施機関 下水道のデータは以前にいただいているので、それは消し込みができる、1万件くらい未届けで下水道につないでしまった方の情報が把握できております。ただ、それでも、本当はもう浄化槽が無いのだろうけれども、生き残ってしまっている浄化槽のデータが大分あるだろうと想定されますので、今度は水道局が把握しているデータで下水道につながっていない人のデータがあれば、それはつまり現在も浄化槽を使っているという可能性が高いので、それらの情報と突合ができれば、浄化槽を使用していない方の情報を把握することができるということになります。
- 議長 下水道につながっていないというデータを水道局は独自に持っているということですか。
- 実施機関 水道使用者のデータを全部の集合としますと、そこから下水道料金を徴収している人の情報を引くと、残りは下水道料金を徴収していない人ということになるので、つまり下水道につないでいる人のデータを持ってさえすれば、つないでいない人のデータも引き算することにより把握することができるということになります。
- 議長 下水道につながっていない人の情報はもういただいてしまったのですか。
- 実施機関 まだいただいているないです。下水道につないでいる方のデータを平成30年にいたのですが、それだけだと、下水道につないでいないのか、建物自体がないのかというのが分からないので、さらにデータが必要ということになります。
- 議長 分かりました。そういうことなのだそうですけれども、ご質問がありましたらどうぞ。
- 田中委員 関連した質問になりますが、もう少し分かりやすく聞きたいのだけれども、水道を使用している全世帯のうち、下水道を使用している件数というのがあって、それを引けば

残りは浄化槽だということですよね。ですから、総世帯数というのは何件あるのですか。

それと、下水道を使っている世帯は何件あるのですか。それをちょっと教えてください。

実施機関 まず、今回は水道のデータを提供させていただくということでございます。

田中委員 それが 5 万 2, 000 件ということですか。

実施機関 はい。現在、水道の普及率が 99.9% となっております。

田中委員 99.9% というのは、何世帯ですか。

実施機関 給水件数にいたしますと 61 万 6, 000 件となります。そのうち、下水道がまだ接続されていないと思われる方が 5 万 2, 000 件となります。

田中委員 ちょっと待ってください。99.9% は下水道処理していると言いましたよね。

そうすると、残りが約 1% とすると、6, 000 件ぐらいではないですか。

実施機関 99.9% というのは上水道をご使用いただいている方の数です。

田中委員 上水道ですね。

実施機関 下水道の場合は 93% ぐらいでして、実際に下水道を使っていただいている方と水道をお使いになっている方というのはイコールではございませんので、この水道をご使用いただいているお客様の中から下水道を接続されているお客様の数を引きまして、その下水道をお使いにならないと思われるお客様が約 5 万 2, 000 件いらっしゃいますので、そういう方のデータを環境対策課に提供するということになります。

田中委員 それでは、5 万 2, 000 件というのは平成 30 年のときも同じような数字でしたよね。平成 30 年度に一度やりましたよね。あのときもこのぐらいの数字でしたが、ちっとも変わりないのですが、だんだん件数は減っていくのではないかですか。新しく開発すればみんな下水道へ直結するわけでしょう。新しい開発で浄化槽を作るということはほとんどないですね。従来から浄化槽がある民家が改築したりすれば、みんな下水道へつなぐわけでしょう。

実施機関 そうですね。

田中委員 そうすればその全体の把握している件数は減るわけですよ。5 万 2, 000 件という数字は平成 30 年度の当時と変わらないような数字なのです。その辺はいかがですか。

また、浄化槽台帳には何件ぐらいあるのですか。

実施機関 今現在ですと 2 万 8, 000 基となっております。

田中委員 2 万 8, 000 基で、どうして 5 万ぐらいになってしまふのですか。その 2 万 8, 000 基の中でも実際にその A という家が把握できているかできていないかということが分からぬということでしょう。

実施機関 浄化槽の数と水道の契約者数というのは、若干考え方方が違いまして、水道契約者というのは、例えばマンションのような建物が 1 つの場合だと 100 世帯と 100 契約に

なるのですけれども、浄化槽は建物1つにつき1基ということになるので、単純に水道契約者の件数と浄化槽の基数というのは、イコールという形にはならなくて、水道の情報のほうが数は多くなってしまいます。ですので、水道の件数のほうが多くなるということになります。

田中委員 そうすると5万2,000件と2万8,000件の差というのは何だかよく分からないのですが。私だけ分からぬのだったら、それで結構ですけれども。対象者が5万2,000件になっているのですが、浄化槽の台帳には2万8,000件しかないということですが。

実施機関 それは今申し上げました、マンションの場合は浄化槽1つであっても、水道契約者は個別の世帯ごとに契約を結ぶので、どうしても何倍、何十倍という開きは出てきてしまうことはあります。

議長 そうすると、さっき言った引き算すれば使っていない人が分かるということ自体がおかしいことになってしまふのではないですか。

実施機関 水道のメーターは、個別に給水契約を結んでいただいたお客様は、個別管理になっておりますけれども、例えば大きなマンション等で50世帯ある方が個別に契約を結ばれているという場合は、同じ住所でマンション名と部屋番号が登録されておりますので、その場合は1つの建物というのが分かりますので、浄化槽も1つという計算ができますので、そのような方法で突合することは可能だと思います。

田中委員 その場合、世帯数は1になってしまふということですか。

実施機関 いえ、浄化槽が1基ということになります。

田中委員 よく分からぬのです。要するに5万2,000件というのは何の単位なのかまた分からなくなってしまった。

藤巻委員 最初の説明で、平成30年度のときに台帳精査を実施して、1万件減らすことができたとおっしゃっていました。それで、その結果が今は2万8,000件になったということは、その前は3万8,000件あったということでしょうか。

実施機関 そうです。当時はそのくらいの件数がありました。

藤巻委員 5万2,000件だと、そこの数字も合わないと思いますが。

実施機関 5万2,000件という中には、集合住宅で同じ1つの浄化槽をお使いの方が複数いて重複してカウントされているところがありますので。

藤巻委員 それを精査してから、最終的には2万8,000件ということでしょうか。

実施機関 2万8,000件という数字は、下水道の接続状況を2年前に調べて、浄化槽から下水道に切り替えたというお宅の情報を消した結果、1万件ぐらい減ったということです。今回は、それでも消せなかつたもの、例えば空き家の状態で残っている住宅ですと

か、あるいはもう取り壊されて更地のような状況のものを把握したいと考えております。これについては、2年前に下水道部局からもらったデータには入っていない情報であるので、今回はこの部分を水道局のデータでカバーして、突合して消し込みをしようというものです。

田中委員 分かりました。

議長 そのほかに何かありますか。

田中委員 他にも疑問はありますけど、ただ、趣旨と違うので。

議長 ほかにもデータも使ってやるということでしょうか。

実施機関 あとは、航空写真ですとか、現地にも足を運んで調査をします。

議長 そういうものですよね。

実施機関 そのような方法でも確認をしています。

議長 データだけで確認することもできないと思います。

田中委員 そうですね、データだけでは分からないですよね。それと、この隠れている浄化槽使用者というのは、状況が分からない人が多いですよね。

実施機関 そうですね。

田中委員 だから、2万8,000件ある台帳というのも、もう少し精査しなくてはいけないですよね。

実施機関 本来、浄化槽を使わなくなった場合は届出をいただくことになっています。そうすると、自然に精査されていくのですが、引っ越してしまったり、建物を壊してしまったり、なくなったときにそこまで気が回らないこともあります、届出がされないものが残ってしまいます。最終的にはこちらでも状況を把握できない情報が残ってしまうことになります。

田中委員 その考え方方は分かります。それは理解できますから。もう少し正確に、実際の数字と近いといいのですが。

ありがとうございました。

藤巻委員 下水道に切り替える工事をするときに、浄化槽の手続きも一緒にできないのですか。

実施機関 下水道の部局のほうでも浄化槽の廃棄の手続が必要ですという案内もしているのですけれども、手続自体は根拠等の法律が別でございまして、扱っている部署も別なものですから、それぞれで別々に受けるという形にはなっています。

藤巻委員 大体同じ頃に終わるように、一度にやればいいと思いますが。

議長 そのほかご質問はございますか。

それで、本人への通知はしないけれども、件数も多いので大変であるので、先ほど言ったような形でウェブサイトなどに掲載するということのようですし、市報などを使っ

て告知はしてくださいということはお願いしているので、それを反映していただいたということだと思うのですが、分かりやすく書いたほうがいいですよね。我々も説明を受けてよく分からなかったぐらいですので、そこはお願いしておきます。

何かご質問等ございますか。本人への通知をする必要はないということであればそれでよろしいのですけれども、人数、情報の内容、広報の内容等を考えて、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

議長 では、通知を省略してよろしいということにいたします。よろしくお願ひします。

[実施機関（水道局営業課、環境対策課）退室]

---

#### 報告事項

##### （1）個人情報取扱事務の報告について

議長 それでは次に、報告事項「（1）個人情報取扱事務の報告」を事務局からお願ひいたします。

事務局 それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告について、ご説明をさせていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく市長から本審議会宛てへの報告でございます。報告資料（1）を御覧ください。1点目は、令和2年7月6日付の市長から本審議会宛ての報告となります。こちらは、令和2年5月1日から6月30日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書及び変更届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が14件、変更が5件となっております。

なお、廃止届出書については、今回は届出がございませんでしたので、0件となっております。また、各届出書は、3ページから23ページに掲載されておりますので、御覧いただければと思います。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございました。

何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、これで報告を受けたということといたします。

---

#### 3 その他

議長 では、あとは事務局からお願ひします。

事務局 ご審議ありがとうございました。事務連絡ですが、次回の審議会は令和2年9月23日水曜日午後1時30分を予定しております。開催通知につきましては、改めて

事務局から送付させていただきますので、よろしくお願ひします。なお、今のところ審議案件は出ておりませんので、今のところは開催の予定はございません。

事務局からは以上でございます。

議長 どうもお忙しいところご苦労さまでした。